

各施設の使用料の算定について

令和5年1月

宮崎市企画財政部都市戦略課



使用料算定の基本的な考え方

- ✓ 積算根拠を明確にするため**原価（コスト）**と**受益者負担割合**に基づき算定

$$\text{使用料} = \text{原価（コスト）} \times \text{受益者負担割合}$$

※ **原価（コスト）**には、新型コロナの影響を受けていない直近年度である**平成30年度**の実績を採用

スペース単位での貸出施設

（ホール、会議室、体育館、グラウンド等）

$$\text{1室あたりのコスト} \times \text{受益者負担割合}$$

- ✓ 同種の貸室毎に、統一の単価（**基礎単価**）を設定
- ✓ 値上げ幅が大きくなる貸室には**激変緩和措置（現行の1.5倍を上限）**を講じる
- ✓ 旧町から引き継いだ施設は、同種の旧市施設の使用料に統一（必要に応じて**2年間の経過措置**を適用し、段階的に値上げ）

個人単位での利用施設

（プール、入浴施設、展示施設等）

$$\text{1人あたりのコスト} \times \text{受益者負担割合}$$

- ✓ **施設毎**に使用料を算定
- ✓ 1人あたりのコストは、施設の**目標利用者数**等から算出
- ✓ 値上げ幅が大きくなる貸室には**激変緩和措置（現行の1.5倍を上限）**を講じる

同一目的施設間での調整

- ✓ 原則として、同一の利用用途の場合は同一の料金になるように調整。



施設の「古い」「新しい」にかかわらず、基本的には同一の使用料を設定

料金統一の方法（主にスペース貸し施設）

- ① 施設の用途・規模に応じた「**使用料算定区分**」を設定。
- ② 各区分の代表的な施設（複数）において、「**使用料基準**」に基づく使用料の算定を行い、その平均額を当該区分の「**基礎単価**」として設定。
- ③ ②で設定した「**基礎単価**」を基に各施設の「**見直し後の使用料**」を決定。（必要に応じて按分調整、激変緩和措置を検討）

スペース貸し施設の「使用料算定区分」

A 公民館等

多目的ホール
会議室
料理実習室

B 文化ホール等

大ホール
小ホール
音楽室
楽屋

C スポーツ施設

体育室
武道場
弓道場
屋外スポーツ施設

D 加工センター

農産物加工室

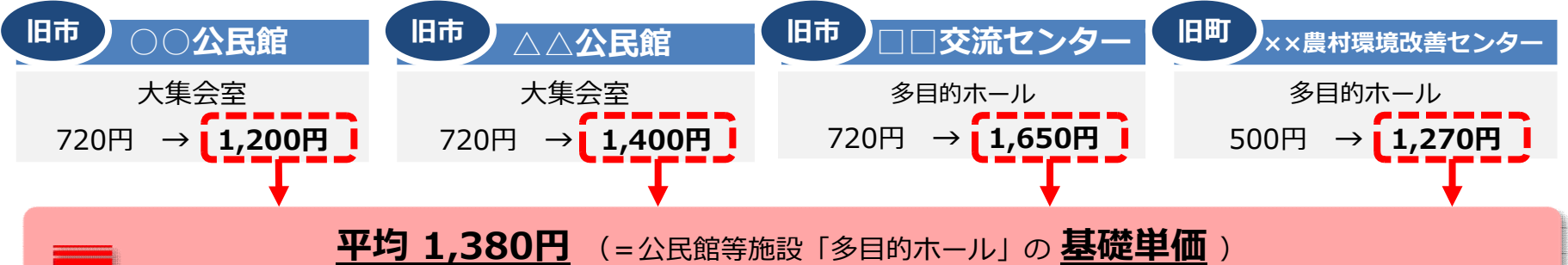
区分ごとに統一の「基礎単価」を設定

※ その他、貸出時間、利用者・用途毎の料金設定等、各施設の料金体系についても区分ごとに統一を図る。

スペース貸し施設における同種施設の料金統一方法

例：公民館等施設「多目的ホール」の場合

① 使用料基準に基づき、各施設の使用料を算出 → 当該区分の**基礎単価**として設定



② 算出した**基礎単価**により各施設の使用料を統一

激変緩和措置：旧市施設は**現行×1.5上限**、旧町施設は**旧市施設に統一**（必要に応じて段階的な値上げ）



基礎単価一覧（公民館、文化ホール、加工センター）

（単位：円/hまたは円/h・㎡）

使用料区分		現行使用料	基礎単価	激変緩和措置 (旧市現行×1.5)	主な対象施設	備考	
公民館	大集会室 多目的ホール	390～1,800	1,380	1,080	公民館、交流センター、 福祉保健センター、そ の他施設に附属する会 議室 など	標準的な集会施設 (公民館・交流セン ター等)の機能を有 する施設で基礎単価 を算定	
	会議室	100㎡前後	150～1,110	280			-
		50㎡前後	100～490	180			-
		30㎡前後	100～510	100			-
	料理実習室	100～970	160	-			
文化ホール	大ホール	-	7.13	-	市民文化ホール、市民 プラザ、清武文化会館、 佐土原文化ホール など	施設毎に規模が異な るため、1㎡あたり の単価で統一	
	小ホール ギャラリー	-	7.03	-			
	音楽室	-	7.51	-			
	楽屋	-	7.29	-			
農産物加工センター		410～510	870	760	ふるさと農産物加工セ ンター など		

基礎単価一覧（スポーツ施設）

（単位：円/hまたは円/人）

使用料区分		現行使用料	基礎単価	激変緩和措置 (旧市現行×1.5)	主な対象施設	備考
体育室	1,500㎡前後	310～1,680	2,520	-	総合体育館、佐土原体育館、天ヶ城公園体育館 など	
	1,000㎡前後	340～1,260	1,350	-	北部・南部体育館、佐土原西体育館、田野体育館 など	
	500㎡前後	150～450	700	670	緑松・広原体育館、穆佐・内山・東高岡体育館	
	100㎡前後	110～210	130	-	佐土原西体育館、加納スポーツセンター	
武道場	総合体育館	840	1,270	1,260	総合体育館	
	その他	100～250	360	-	佐土原武道館、高岡練土館、清武体育館 など	
弓道場		100	240	150	清武運動公園、久峰公園、天ヶ城公園 など	清武運動公園に合わせる

基礎単価一覧（屋外スポーツ施設）

（単位：円/h）

使用料区分		現行使用料	基礎単価	激変緩和措置 (旧市現行×1.5)	主な対象施設	備考
野球場	プロ仕様	630～1,680	3,680	2,520	生目の杜、清武運動公園	生目の杜に合わせる
	その他	250～1,040	3,170	1,260	生目の杜、萩の台、久峰公園、田野運動公園 など	生目の杜に合わせる (必要に応じて面積按分)
陸上競技場		1,680	2,540	2,520	生目の杜	
ドーム		490～840	2,520	1,260	生目の杜、清武	体育室1,500㎡と同額 (清武は面積按分)
多目的 グラウンド	野球	250～1,080	2,260	1,260	生目の杜、清武、久峰、田野、サンスポ高岡 など	生目の杜に合わせる (必要に応じて面積按分)
	サッカー	220～840	1,360	1,260	生目の杜、清武、エントランスプラザ、萩の台 など	生目の杜に合わせる (必要に応じて面積按分)
テニスコート	人工芝	100～630	700	-	生目の杜、清武、久峰、田野、サンスポ高岡 など	体育室500㎡と同額
	クレー	0～310	420	-	田野、佐土原西運動広場	人工芝の料金を現行料金の割合で按分

料金区分の整理

- ✓ 一部の施設では、利用者や用途・目的に応じた料金区分を設定しているほか、午前・午後といった時間帯での貸出（料金設定）をしている施設もある。
- ✓ 特に、旧町から引き継いだ施設については、その料金区分についてもばらつきがあるため、以下のとおり共通ルールを設け、料金の見直しに併せて整理する。

【料金区分・料金設定の共通ルール（案）】

		貸出単位	区分に応じた使用料設定			
			利用者	利用日	利用用途	主催者による 入場料徴収の有無
集会施設	公民館等	1時間単位	—	—	—	—
	文化ホール等	時間帯単位 (午前・午後・夜間等)	—	土日休日の 利用は割増	—	入場料を徴収する 場合は割増
スポーツ施設	体育館、 運動公園等	1時間単位	高校生以下の 利用は割引	—	アマチュアスポーツ 以外の利用は割増	入場料を徴収する 場合は割増
	その他の公園	1時間単位	高校生以下の 利用は割引	—	—	—

設備使用料の取り扱い

- ✓ 施設利用の際に使用するかどうかを選択できる備品や照明などの設備使用料は、**利用の範囲が広範的なものを除き、原則として別途使用料を設定するものとする。**

【主な設備使用料の取り扱い】

設備の種類	主な施設	利用の範囲	使用料設定の考え方	備考
冷暖房設備	会議室、研修室 など	広範的	使用料の設定を廃止	
	総合体育館（体育室）	限定的 (大規模な大会等のみ)	別途設定	
照明設備	体育館（体育室）	広範的	使用料の設定を廃止	
	屋外スポーツ施設	限定的 (夜間のみ)	別途設定	生目の杜を基準に料金を統一
スコアボード、放送設備	野球場	限定的 (大会等のみ)	別途設定	生目の杜を基準に料金を統一
その他の備品等	—	—	別途設定	各施設の実情に応じて判断 (規則等で別途定める)

※ 詳細は【資料3】の P13以降を参照。

文化ホール等施設における使用料算定

- ✓ 文化ホール等施設については、その性質上、貸出にあたって施設管理者側の対応が必要になるケースが多いことから、大ホール、小ホール、楽屋、練習室等については、引き続き**時間帯単位（午前・午後・夜間等）での貸出**とする。（現行の料金表の形を維持）
- ✓ 使用料基準では、1時間あたりの使用料を算定するため、見直し前後の1時間あたりの使用料から改定率を算出し、その改定率を現行の料金表に一律乗じることで、見直し後の料金表を作成。

例：市民プラザ（大ホール）の場合

【現行の料金表】

料金区分		9～12時	13～17時	18～22時	9～17時	13～22時	9～22時	1時間あたり 平均
入場料 なし	平日	12,620	24,030	29,430	37,680	54,790	62,940	5,970 円/h
	土日祝日	14,560	28,110	35,030	43,690	64,060	69,460	

【使用料基準による積算額】

$$\text{基礎単価 } 7.13\text{円} \times \text{貸室面積 } 871.00\text{m}^2 = \mathbf{6,210 \text{ 円/h}}$$

1.04倍

現行の料金表に一律乗じる

激変緩和措置について

- ✓ **旧市域の施設と合併により旧4町から引き継いだ施設**では、見直し前の使用料に開きがあるため、**それぞれ別個の激変緩和措置の適用ルール**を設定。

【使用料基準見直し後の激変緩和措置の適用ルール（案）】

旧市域の施設

- 見直し後の使用料は、**見直し前の使用料の概ね1.5倍を上限**とする。

旧町域の施設

（合併により引き継いだ施設）

- 原則、**同一区分の旧市域施設の“見直し後の使用料”に統一**するが、値上げ幅が極端に大きくなる施設においては、**2回に分けて段階的に値上げ**することも可能とする。
- また、段階的に値上げする場合の1回目の“値上げ額”については、原則、**同一区分の旧市域施設の“値上げ額”に統一**し、値上げ後は**“2年間”料金を据え置く**ものとする。

例：清武体育館の場合

